

**「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会第Ⅰ期論点整理(案)」
に対する意見及び考え方**

- 意見募集期間：令和2年8月13日(木)から同年9月11日(金)まで
- 意見提出数：25件(法人・団体:15件、個人:10件)
※意見提出数は、意見提出者数としています。
- 意見提出者：以下のとおり

(意見受付順)

受付	意見提出者	受付	意見提出者
1	高知県	9	株式会社NTTドコモ
2	北海道	10	東日本電信電話株式会社
3	ジュピターテレコム株式会社	11	ソフトバンク株式会社株式
4	アルテリアネットワークス株式会社	12	広島県
5	西日本電信電話株式会社	13	株式会社オプテージ
6	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	14	在日米国商工会議所
7	日本電信電話株式会社	15	KDDI株式会社株式会社
8	一般社団法人コンピュータソフトウェア協会	—	個人(10件)

■はじめに

	意見	考え方（案）	案の修正の有無
総論			
1	<p>ブロードバンドサービスで何を実現し、どのような社会をめざすのか、めざすべき社会実現のための全体構想等を含め、国民のコンセンサスを得ながら丁寧に議論を進めることが重要と考えます。この点、第Ⅰ期議論において、現在のブロードバンド環境の維持をめざす目的として、テレワーク・遠隔医療・遠隔教育等が挙げられたこと、及びそれらを安定的に利用できることが望ましいとして、ブロードバンドサービスの内容が示されたことは、意義があるものと考えます。</p> <p>今後、意見募集の結果等を踏まえつつ、このような目的や内容が適切かどうか、国民のコンセンサスを得ながら丁寧に議論を進めていくべきと考えます。また、テレワーク・遠隔医療・遠隔教育等を社会に広く定着させていくためには、それらの提供主体も交え、その利用の実効性を高めていくための議論を深めていく必要があると考えます。</p> <p>なお、ブロードバンドサービスにより実現をめざすサービス(利用用途)は、恒久的に固定されるものではなく、その実現手段も、社会の要請・技術の進化を受けて変わっていくことを踏まえた検討が必要になると考えます。</p> <p>その上で、ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスと位置付けるか否かについては、集落の消滅やコンパクトなまちづくり推進の動きを踏まえつつ、他の生活インフラ(電気・水道・交通等)の動向とあわせて、国民のコンセンサスを得ながら丁寧に議論を進めていくべきと考えます。</p> <p>加えて、ブロードバンドサービスに係るユニバーサルサービス制度について、第Ⅱ期議論で検討を深めていく際には、現在提供されているブロードバンドサービスの競争環境に影響を及ぼさず、サステナブルな仕組みとすることに留意しつつ、検討していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>いただいた御意見は、参考とさせていただきます。</p>	無
2	<p>・ブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置付けるか否かの検討にあたっては、ブロードバンドサービスで何を実現し、どのような社会をめざすのか、めざすべき社会実現のための全体構想等を含め、国民のコンセンサスを得ながら丁寧に議論を進めることが重要と考えます。この点、第Ⅰ期議論において、現在のブロードバンド環境の維持をめざす目的として、テレワーク・遠隔医療・遠隔教育等が挙げられておりますが、コロナ禍も踏まえ、これらは社会全体の課題であると考えます。</p>		

	<p>・今後、意見募集の結果等を踏まえつつ、このような目的や内容が適切かどうか、費用負担との関係も含め、国民のコンセンサスを得ながら丁寧に議論を進めていくことが必要と考えます。</p> <p>・なお、ブロードバンドサービスにより実現をめざすサービス(利用用途)は、恒久的に固定されるものではなく、その実現手段も、社会の要請・技術の進化を受けて変わっていくことを踏まえた検討が必要になると考えます。</p> <p>・その上で、ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスと位置付けるか否かについては、対象となる世帯へ影響を及ぼす集落の消滅やコンパクトなまちづくり推進の動きを踏まえつつ、その他の生活インフラ(電気・水道・交通等)の動向とあわせて、国民のコンセンサスを得ながら丁寧に議論を進めていくことが必要と考えます。</p> <p>・加えて、ブロードバンドサービスに係るユニバーサルサービス制度について、第Ⅱ期議論で検討を深めていく際には、現在提供されているブロードバンドサービスの競争環境に影響を及ぼさず、サステナブルな仕組みとすることに留意しつつ、検討していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	
3	<p>・ブロードバンドサービスで何を実現し、どのような社会をめざすのか、国民のコンセンサスを得ながら丁寧に議論を進めることが重要と考えます。</p> <p>・この点、第Ⅰ期議論において、実現を目指すサービスについて議論されたことは意義があるものと考えております。コロナ禍によりテレワーク・遠隔医療・遠隔教育の必要性が高まり、今後より一層促進していくものと認識しており、これらは社会全体の課題であると考えております。</p> <p>・第Ⅱ期議論においては、テレワーク等の社会全体の課題解決に向けた進展状況を踏まえ、ブロードバンドサービスにより実現を目指すサービス(利用用途)について議論・検討を深める必要があると考えております。そして、ブロードバンド網の「維持」が困難となる地域での必要性・利用者ニーズ、不可欠となるブロードバンドサービスの内容、及び国民負担の関係を見極め、ユニバーサルサービスと位置付けていくか否かについて、国民のコンセンサスを得ながら丁寧に議論を進めていくことが重要であると考えます。</p> <p>・なお、ブロードバンドサービスにより実現を目指すサービス(利用用途)は、恒久的に固定されるものではなく、利用者の動向、社会の状況、技術の進化等を受けて変化することを踏まえる必要があると考えます。</p> <p>・その際は、集落の消滅や、コンパクトなまちづくり推進、他の生活インフラ(電気、水道、交通等)の動向も考慮すべきと考えます。</p> <p>・また、ブロードバンドサービスに係るユニバーサルサービス制度における提供主体、提供地域、支援内容等について第Ⅱ期で議論していく場合には、現在提供されているブロードバンドサービスの競争環境等に影響を及ぼさず、サステナブルな仕組みとすることに留意しつつ、議論を深めていく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	
4	<p>Society 5.0の世界は、サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立させる、我が国が目指すべき未来社会の姿として期待されています。</p> <p>今までにはない新たな価値を生み出すことで、地方の過疎化などの課題を克服することが可能な Society 5.0の実現や、Society 5.0を推進していく5Gの普及等を見据えれば、これらの情報通信インフラを支える光ファイバの全国的な整備・維持が重要であると考えます。</p>	

光ファイバは、FTTH アクセスサービス、5G 等の基地局向け回線として不可欠なインフラであり、特に昨今では、新型コロナウイルス感染症への対応を進めるため、「新たな日常」に必要な情報通信基盤である光ファイバの整備が急務となっています。政府においては、光ファイバ未整備の学校がある地域をはじめとして、地方自治体や電気通信事業者等による光ファイバの整備を支援する補正予算措置を講じるなど、2021 年度中に、市町村が希望するすべての地域で光ファイバが整備されることを目標としています。これにより、「ICT インフラ地域展開マスタープラン」で設定した光ファイバ整備の当初の目標（2023 年度末までに未整備世帯数を 18 万世帯に減少）も、2 年前倒しで進められることとなります。

このように、民間事業者による投資が見込めない条件不利地域（つまり不採算エリアである非競争地域）については、光ファイバ整備にあたり、高度無線環境整備推進事業等による支援制度（補助金）が用意される一方、整備後の光ファイバを維持するための支援制度は用意されておりません。

また、光ファイバケーブルの「公設民営方式」における設備貸与に係る契約更新が 2021 年にピーク（200 自治体が更新時期）を迎える課題にも直面しており、新型コロナウイルス感染症の長期化や「新たな日常」への安定的且つ継続的な対応も今後懸念される状況となっています。

電話のユニバーサルサービスは、主に政府系キャリアによる法的独占の下で、同一品質のメタルアナログ電話が全国的に整備済みとなっていることを前提に、各国とも同様のユニバーサルサービス制度が手当てされていると認識しておりますが、ブロードバンドについては、諸外国において整備状況も著しく異なることから、それを維持する制度も、各国の状況に応じて異なっているのが現状です。

光ファイバ整備が進展している我が国においては、一定の品質要件を満たすブロードバンドサービスの提供を全国あまねく確保するという考え方よりも、FTTH、5G/IoT 等情報通信インフラを支える光ファイバを、全国どこでもアクセスできる不可欠なインフラと位置づけ、維持困難な地域の光ファイバを維持し、多様な主体が当該光ファイバを活用してブロードバンドや 5G/IoT 等のサービスを提供できるような仕組みを制度で整える考え方に転換することが必要だと考えます。そうした制度の導入によって、Society 5.0 の実現等、維持困難な地域の更なる利便性向上が図られるものと考えます。

そのためには、①維持が困難な地域の光ファイバを維持する仕組み（設備の設置主体に対して基金による赤字補填）、②当該光ファイバを多様な主体が活用してサービス提供できる仕組み（補填を受ける設備の設置主体に対する役務提供義務・役務提供料金の規律の適用）が必要であると考えます。

【KDDI 株式会社】

■①ブロードバンドの位置付け

①-1 賛同			
①-1-1 ブロードバンドのユニバーサルサービス化の検討に当たっては、地理的格差が生じることの無い制度とすべき。			
5	<p>社会インフラとして地理的格差が発生しないブロードバンド環境の維持を目指すことに賛同します。地理格差なく誰もがほぼ同じ料金で利用できるよう、国がブロードバンドをユニバーサルサービスと位置付けて行くべきと思います。</p> <p>(理由)</p> <p>アンケート結果からもわかるように、コロナ禍で、一般利用者もオンライン会議等を始めています。今後、行政サービス、診療、消費者相談等もオンラインで行われるようになっていくと考えられることから、インターネットを電気などと同じ社会インフラと位置づけて全国どこでも不自由なくつながることが必要です。特に独居の高齢者の多い地方では、顔の見える高齢者見守りとしてインターネットの普及が必要不可欠と思われま。</p> <p>【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ICT 委員会、消費者提言委員会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、ブロードバンドの位置付けに関しては、国民の負担が過大とならないような制度について第Ⅱ期において検討を深めることとします。</p>	無
6	<p>これまで民間主導の活発な設備競争によりエリア整備が進められてきたところ、将来においてもブロードバンド網の整備・維持のためには継続性のある設備競争が不可欠であると考えます。また、当社では、民設民営方式により地方公共団体と連携しつつ、補助金の活用や利用者からの料金負担等により採算性を確保するなど、設備競争の中でFTTH エリア拡大に取り組んでおります。この点、第Ⅱ期での制度検討においても、競争環境に影響を与えないことが極めて重要であると考えます。</p> <p>また、ブロードバンドのユニバーサル化について、国民の生活にとって不可欠なサービスとは何かということを確認した上で、最低限必要なサービスレベルの観点から、負担を強いられる国民のコンセンサスを得られるよう「コストミナム」であるべきであり、その上で、地理的格差の解消を目的とした制度として検討いただくことが望ましいと考えます。</p> <p>【株式会社オプテージ】</p>		
7	<p>生活やビジネス両面で不可欠なコミュニケーション手段として、メールやチャットから、ニュースや災害情報、行政情報の入手と行政手続きやECなどを可能にするWEBの閲覧や活用、そして、新型コロナウイルスへの対応を契機に浸透しつつあるテレワークや遠隔授業等が、ブロードバンドサービスを通じ地域格差なく利用可能となることが重要と考えます。</p> <p>一方で、電波による放送は既に一定の範囲をカバーしており、また、エンターテインメントとしての映像サービス等は必要不可欠なサービスとまでは言えないと考えており、これらの利用確保をブロードバンドユニバーサルサービスの要件とする必要はないと考えます。</p> <p>【ジュピターテレコム株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、ユニバーサルサービスの品質要件に関しては、②で回答するとおり、第Ⅱ期において検討を深めることとします。</p>	無
8	<p>利用者が、必要な場所で、「新たな日常」や Society5.0 時代に必要となるサービスを安定して利用できる環境の確保が必要であり、こうした環境を実現するサービスをユニバーサルサービスと位置付けるべきであると考えます。</p> <p>また、現在のブロードバンド整備状況だけでなく、利用環境の実態も踏まえ、地理的格差が発生しないような環境の実現を必ず目指すべきであると考えます。</p> <p>【広島県】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無

①-1-2 ブロードバンドのユニバーサルサービス化の検討に当たっては、地理的格差が生じることの無い制度とするため、非競争エリアの維持を目的とすべき。			
9	<p>国民生活にとって不可欠な存在となりつつあるブロードバンドのユニバーサルサービス化にあたっては、ブロードバンド利用において地理的格差が生じることのないよう、現在のブロードバンド整備状況を前提に、非競争エリアのブロードバンド網維持を目的に制度化を検討することに賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【アルテリアネットワークス株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。 なお、ブロードバンドの位置付けに関しては、国民の負担が過大とならないような制度について第Ⅱ期において検討を深めることとします。</p>	無
10	<p>下記のとおり、ユニバーサルサービス制度はあくまで競争の補完として非競争地域・高コスト地域を対象に国民生活に不可欠なサービスの維持を行う制度とされていることから、本制度で解消を目指すものは地理的格差に限定されるべきであり、本論点整理案に賛同します。</p> <p>・電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申(2019年12月17日) P.28: 「競争の補完として機能している現行の交付金制度の趣旨や、国民経済全体の負担の最小化を図る観点からは、交付金による支援対象を非競争地域に限ることが適当」</p> <p>・ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会 報告書(2007年12月11日)P.10: <u>「ユニバーサルサービス政策は、基本的に市場原理の貫徹を目指すものの、高コスト地域については市場原理では十分なサービス提供が行われない点を補う政策という意味において、競争政策を補完する目的を持つものであり、所得格差やリテラシー格差に基づく通信サービスの利用格差の是正については、あくまでその政策目的に照らして、社会福祉政策等の観点から所要の措置を講じることが適当である。」</u></p> <p>※下線は当社にて付記。</p> <p>第Ⅰ期の本論点整理案には論点として交付金の補填対象等の費用面(第Ⅱ期で検討)が含まれていないため、本意見募集で得べき国民的コンセンサスはブロードバンドサービス環境の維持の必要性といった大方針までであるべきです。</p> <p>国民生活に不可欠なサービスとしてのユニバーサルサービスの内容を定義するにあたっては、費用規模・負担の在り方や、国民の利用実態・ニーズ、設備の対応可否等の考慮が必要であり、第Ⅱ期においてヒアリング等により関係者の意見も踏まえた上で検討すべきものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
①-1-3 ブロードバンドのユニバーサルサービス化の検討に当たっては、費用負担や自治体・企業側に求められる提供条件も踏まえた議論が必要。			
11	<p>・当社としても、「新たな日常」を構築する上で必要となるテレワーク・遠隔教育・遠隔医療等の利用のため、ブロードバンドの需要が高まっていると考えます。</p> <p>・今後、意見募集の結果等を踏まえつつ、第Ⅰ期議論で示された現在のブロードバンド環境の維持をめざす目的(テレワーク・遠隔医療・遠隔教育等の利用の確保)が適切かどうか、維持に必要な費用負担を含め、国民のコンセンサスを得ながら丁寧に議論を進めていくべきと考えます。</p> <p>・また、国民がテレワーク・遠隔教育・遠隔医療等を利用する際に必要となる自治体・企業側の回線サービスについては、求められる提供条件も踏まえ、ユニバーサルサービスに位置付けるべきか否か、議論する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。 なお、ブロードバンドの位置付けに関しては、国民の負担が過大とならないような制度について第Ⅱ期において検討を深めることとします。</p>	無

12	<p>・当社としても、「新たな日常」を構築する上で必要となるテレワーク・遠隔教育・遠隔医療等の利用のため、ブロードバンドの需要が高まっていると考えます。</p> <p>・今後、意見募集の結果等を踏まえつつ、第Ⅰ期議論で示された現在のブロードバンド環境の維持をめざす目的(テレワーク・遠隔医療・遠隔教育等の利用の確保)が適切かどうか、維持に必要な費用負担を含め、国民のコンセンサスを得ながら丁寧に議論を進めていくことが必要と考えます。</p> <p>・また、国民がテレワーク・遠隔教育・遠隔医療等を利用する際に必要となる自治体・企業側の回線サービスについては、求められる提供条件も踏まえ、ユニバーサルサービスに位置付けるべきか否か、議論する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>		
13	<p>・この点、第Ⅰ期議論において実現を目指すサービスについて議論されたことは意義があるものと考えております。コロナ禍によりテレワーク・遠隔医療・遠隔教育の必要性が高まり、今後より一層促進していくものと認識しており、これらは社会全体の課題であると考えております。第Ⅱ期議論において、テレワーク等の社会全体の課題解決に向けた進展状況を踏まえ、ユニバーサルサービスとして維持すべきブロードバンドサービスとこれらの利用用途との関係について、国民のコンセンサスを得ながら丁寧に議論・検討を深めることが重要であると考えます。</p> <p>・自治体・企業等によるブロードバンドサービスの産業利用については、それらの利用用途や受益者が限定される場合があること等を踏まえ、ユニバーサルサービスに位置付けるべきかどうか、一般家庭利用とは区別して議論する必要があると考えます。</p> <p>・また、意見募集等により導かれた解が、国民に大きな負担を求めるものとなり、国民の意に沿わないものにならないよう、広く国民に負担が生じる点等についても国民的なコンセンサスを得ることが前提となることを論点として明示すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、ブロードバンドの位置付けに関しては、国民の負担が過大とならないような制度について第Ⅱ期において検討を深めることとします。</p>	無
<p>①-2 FTTH アクセスサービス、5G 等の基地局向け回線として不可欠なインフラである、光ファイバを維持する仕組みが必要である。</p>			
14	<p>光ファイバは、FTTH アクセスサービス、5G 等の基地局向け回線として不可欠なインフラであり、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療などを安定的に利用できるブロードバンド環境を確保するためには、その前提となる光ファイバの維持・活用が必要不可欠です。</p> <p>加えて、Society 5.0 の実現、5G 普及等を見据えれば、ますます情報通信インフラを支える光ファイバの全国的な整備・維持が重要となります。</p> <p>民間事業者による投資が見込めない条件不利地域(つまり不採算エリアである非競争地域)については、光ファイバ整備にあたり、高度無線環境整備推進事業等による支援制度(補助金)がある一方で、整備後の光ファイバを維持するための支援制度がありません。これにより、今後のブロードバンド環境の維持において地理的格差が生じるおそれがあることから、地理的格差が発生しないよう維持が困難な地域の光ファイバを維持し、多様な主体が当該光ファイバを活用してブロードバンドや 5G/IoT 等のサービスを提供できるような仕組みを制度で整える必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>いただいた御意見は参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ブロードバンドの提供手段に関しては、⑤で回答するとおり、第Ⅱ期において検討を深めることとします。</p>	無

①-3 ブロードバンドのユニバーサルサービス化の検討に当たっては、地理的格差及び経済的格差等が生じることの無い制度とすべき。			
15	インターネットへの接続は、今や基本的人権の一つと考えるべきである。よって、地理的格差のみならず、経済的格差のある世帯に対しては、援助も必要である。今やインターネットを通じて、教育・医療・行政サービスが提供される中で、更なる格差を作るべきではない。また同時に、インターネットへの接続がないことがICTを活用した形での教育・医療・行政サービスの提供を行わないことの原因となることがないようにすべきである。 【在日米国商工会議所】	ブロードバンドのユニバーサルサービス化の検討に当たっては、地理的格差及び経済的格差が生じることの無い制度とすべきとの御意見と承知いたします。 ユニバーサルサービス政策は、基本的に市場原理の貫徹を目指すものの、高コスト地域については市場原理では十分なサービス提供が行われない点を補う政策という意味において、競争政策を補完する目的を持つものであり、所得格差やリテラシー格差に基づく通信サービスの利用格差の是正については、あくまでその政策目的に照らして、社会福祉政策等の観点から所要の措置を講じることが適当であると考えます。 このため、当研究会においても、地理的格差の解消を目標として検討を行うこととします。	無
16	インターネットへの接続は、今や国民生活になくてはならないサービスの一つと考えるべきである。例えて言えば、電気や水道のような物である。よって、地理的格差は基本的にあってはならない。また経済的格差のある世帯に対しては、他のインフラのように援助も必要である。インターネットを通じて今や、教育・医療・行政サービスが提供される中で、更なる格差をここで作るべきではない。またそのためにも、ITリテラシー教育を推進すべきである。 特に、Society5.0時代へは、国民全体の理解を得ることが必要で、そのためには地方自治体の職員、現場の教育部門の関係者を巻き込んで今後の日本のあるべき姿を、専門用語を使いすぎることなく、分かり易く説明していく努力も必要と考える。エンド・ツー・エンドのブロードバンドの必要性だけでなく、そのインフラをフルに利活用できない日本のITの遅れをもっと周知させ、危機感を持ってもらうことが大前提だと考える。 【一般社団法人コンピュータソフトウェア協会】		
①-4 政府主導のエンド・ツー・エンドのブロードバンド整備を進めてゆくべき			
17	在日米国商工会議所(ACCJ)は総務省の考え方に賛成であるが、ブロードバンドは、エンド・ツー・エンドで考えるべきであり、ラストワンマイルのインフラの光ファイバー化から宅内のラスト1メートルまで、総合的に考えるべきである。特にこのコロナ禍で、集合住宅の構内配線が問題となっており、そのような新たな課題に更に進んで取り組むべきである。 【在日米国商工会議所】	いただいた御意見は参考とさせていただきます。 なお、ブロードバンドの位置付けに関しては、国民の負担が過大とならないような制度について第Ⅱ期において検討を深めることとします。 また、ブロードバンドの提供手段については、⑤で回答するとおり、第Ⅱ期において検討を深めることとします。	無
18	総務省の考え方に基本的に賛成であるが、需要が高まるからブロードバンドを整備するのではなく、ブロードバンドをビルト・インして、アプリケーションの展開や促進を考えるべきである。さらに、ブロードバンドは、エンド・ツー・エンドで考えるべきであり、光ファイバーのインフラから宅内のデバイスに繋げるところまで、実際に繋がるのか、動くのか、総合的に考えるべきである。特にこのコロナ禍で、集合住宅の構内配線等が問題となっており、政府が率先して各事情に合わせたブロードバンドプランを作るべきである。今後ブロードバンドが遠隔医療や行政サービスに使われていくことから、セキュリティへの配慮も必要で、人々が不安を抱くことなく、また手間のかかる手段を生じさせることなく、サービスを享受できるようにすべきである。 【一般社団法人コンピュータソフトウェア協会】		
①-5 その他			
19	ACCJの会員企業は日本に根を張り多くの日本人を雇用している。日本には、日本企業・日本人だけでなく、多様な人種・企業が存在している。このようなステイクホルダーの意見も尊重していただきたい。 【在日米国商工会議所】	いただいた御意見は参考とさせていただきます。	無

20	<p>今後の議論の中でブロードバンドの上で、広く社会に役に立つソフトウェアやサービスを展開している CSAJ の会員企業にも発言や意見陳述の場を与えて欲しい。今やソフトウェアは、エブリウェアと呼ばれるぐらい人々の生活に溶け込んできた。そんな中でブロードバンドを通じて提供されるものが多くを占めて来た手前、インフラ事業者のみならず、広くソフトウェア事業者も入れて国民的な議論としていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人コンピュータソフトウェア協会】</p>		
21	<p>上記論点に対し下記の意見/考え方を提出したいので、よろしくお願いたします。</p> <p>ライフラインとしての通信の役割(例;感染症拡大防止の状況下だけでなく、高度で効率的な社会的サービスの実現)を考えると、ブロードバンドのユニバーサルサービス化は重要で、将来的には必然になると考える。</p> <p>但しユニバーサルサービス化に向けた過程では、合理的な方法で利用者/事業者負担も過大とならないよう、次の二つのような方策が特に重要になると考える。</p> <p>1、低コスト化に向けて、追加設備の回避や放送/通信設備の極力共用化等。</p> <p>2、ビジネス性も考慮し、インフラは固定/無線を問わず最適なものを自由に選択。</p> <p>上記1の具体策として、放送(特に地上波)サービスの利用者側設備(例:セットトップボックス機器、配線設備等)負担を回避可能で、通信事業者側トラフィックにも負荷を掛けない「パススルー伝送方式」を優先的に採用し、需要状況もみて地域/建物等エリア単位に有線化し逐次エリア拡大していく。その他の放送(特に付加価値の高い有料コンテンツ)サービスは、個々のコンテンツに対する課金設定/回収等にも柔軟に対応できる「IP 技術による放送サービス」も併用し極力設備共用化を図っていく。</p> <p>上記2はブロードバンドの更なる普及だけでなく、その後の設備維持/ビジネス継続性を考慮すると、特に通信事業者からみて重要要件と考える。</p> <p>一方で将来のネットワークインフラを考えると、実現/提供したいサービスに最適となるよう固定と無線の両方から自由に選択(または併用)できるアクセス環境を構築していくことは、利用者が期待する高度なサービスも実現しつつ信頼度も高められ、インフラ強化や活用面でも、より望ましいと考える。</p> <p>例えば、上記1で放送(特に地上波)サービスが有線化された地域/建物等エリア限定で、放送で使用しない周波数帯域をローカル無線(例:ローカル5G,LPWA 等)の電波資源として有効活用しアクセス環境を強化しつつ、新たなサービスを創出/展開していくなど、ユニバーサルサービス化を促すような方策も効果的と考える。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>		
22	<p>昨年の答申後、コロナ発生により通信の重要性が再認識され、課題が明示された。SNS・動画配信・遠隔授業の大幅な増加が見られ、日本が本分野で先進的な地位となるために、導入後利用が活発になる時期(5-10年後)を想定した姿を描いた方向性が望ましい。(年 30%増時の 7.5 年後の速度は、現在比 7 倍強となる。)</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>		
23	<p>ブロードバンド基盤整備の重要性は、議論されている通りで異論ありませんが、その整備は原則競争原理の元に行われるべきです。ただし、投資対効果の低い地域については、なんらかの施策が必要です。</p>		

	低所得者層へのオンライン授業等への対応については、別途補助金や無償レンタル等によりサポートすべきと考えられます。 【個人】		
24	毎年のように災害に見舞われる我が国では、ブロードバンドのインフラストラクチャーは、強固で且、冗長性も必要であり、そこは、都市部も地方も同じである。災害時のライフライン維持という前提でも地理的格差は生じてはならない。 ブロードバンドは、少ない例外を除き、光ファイバーを主軸とするべきで、さらには、地域5G 普及の基ともなるべきものである。よって、敷設については、経済合理性よりも国がどうあるべきかを考えることが必要であり、安易な無線化は取られるべきではない。ブロードバンドの敷設をする時に、地域の事業者の存在を無視してはならず、地域が共存できる環境を作るべきである。 【一般社団法人コンピュータソフトウェア協会】	いただいた御意見は参考とさせていただきます。 なお、ブロードバンドの提供手段に関しては、⑤で回答するとおり、第Ⅱ期において検討を深めることとします。	無
25	ブロードバンドは、少ない例外を除き、光ファイバーを主軸とするべきで、そのインフラは、5G普及のインフラストラクチャーとなるべきである。よって、安易な無線化の方針はとられるべきではない。 遠隔地や一戸建てに住んでいる消費者にとって、光回線はADSLに比べより高額であったため、(ADSLサービス終了後)NTTは、光回線をADSLと同じ価格レベルで消費者に提供すべきである。災害に度々見舞われる我が国では、ブロードバンドのインフラストラクチャーには、冗長性も必要であり、都市部と地方の格差があってはならない。ブロードバンドの敷設には、競争政策的視点が必要であり、地域の事業者とドミナントプレイヤーが切磋琢磨できる環境を作るべきである。 【在日米国商工会議所】		
26	基本としては、最低限のアクセス(数百 kbps 程度の速度を想定)の上にあるものという認識であるが、しかし遠隔教育などについて考慮した場合、数 Mbps 以上のものがひろく一般に提供されるべきであるという認識になっている。(手段としては基本として有線回線によって、という認識であるが。) 一般に広く光回線が行き渡るようにするのが適切と考える。 【個人】	いただいた御意見は参考とさせていただきます。 なお、ブロードバンドの品質については②、提供手段については⑤で回答するとおり、第Ⅱ期において検討を深めることとします。	無

■②ブロードバンドの内容(伝送速度、安定性、通信容量)

②-1 名目速度をベースとすべき

②-1-1 ブロードバンドの内容については、現時点の状況に基づいて定められるべき。また、名目速度と実効速度の乖離は否定されるものではない。

27	<p>新型コロナウイルス感染症等に伴う現下の状況に鑑みれば、「新たな日常」を構築する上で必要となるテレワーク・遠隔教育・遠隔医療などの将来的な普及を想定しつつも、ユニバーサルサービス制度にて国民生活に不可欠なサービスとして確保すべき内容は、下記整理を踏まえ「現時点」の状況(競争・市場原理での解決の可能性有無、国民の利用実態・普及率、ニーズ、設備状況等)に基づき定められるべきと考えます。</p> <p>・ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方 答申(2010年12月14日)P.10: 「国民生活に不可欠なサービスとは、誰もが当該サービスを利用しており、社会経済活動の基盤となることが広く認識されていることを意味」</p> <p>※下線は当社にて付記。</p> <p>現状の競争環境下で提供されているブロードバンドサービスはベストエフォートを基本とし速度保証をしていないことから、仮に実効速度をベースに一定の基準を満たすものをユニバーサルサービスとしてのブロードバンドサービスとして定義した場合、競争環境下で提供されているサービス品質を超えるものを国民生活に不可欠なサービスとして求め得ることとなります。これは競争の補完というユニバーサルサービス制度の趣旨に照らし適切ではなく、本論点整理案にあるとおり名目速度をベースに考えるべきです。</p> <p>その上で、対象の検討にあたっては速度のみならず、本論点整理案にもあるとおり通信の安定性や確保すべき内容(品質)の変化の考慮も必要であり、この点では技術特性等から無線よりも有線の方が通信の安定性に優れていること、有線の中でもFTTHは大容量であり将来の変化への対応可能性も高いと考えること、さらに無線・有線を問わず現状の競争環境下のブロードバンドサービスは物理ネットワークの基盤としてFTTHに依存していることを踏まえると、光ファイバ網の確保を念頭に考えることが適切です。</p> <p>以上を踏まえ、確保すべきブロードバンドサービスは、国民生活に不可欠なサービスとしての基準を満たす名目速度・通信の安定性・確保すべき内容(品質)の変化を実現しうる手段を選定し役務単位で定めることが適当であり、具体的にはFTTHアクセスサービスを軸に検討すべきと考えます。</p> <p>「名目速度との大きな乖離を防止」とありますが、一般的にブロードバンドサービスはベストエフォートで提供されており、名目速度と実効速度の乖離自体は否定されるものではなく、本記述の趣旨は「ユニバーサルサービスとしてのブロードバンド品質の適切な確保」との認識です。また、実効速度のサンプル計測はあくまで考えられる手法の一つの例示にすぎず、実際には負荷等も考慮して最適な手法を検討するものと理解しています。</p> <p>したがって、下記文案のとおりに修正すべきと考えます。</p> <p>【修正案】 名目速度をベースに考えることが適当。その場合でも、ユニバーサルサービスとしてのブロードバンド品質を適切に確保するため、必要な仕組み等を検討することとする。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>ご指摘のとおりに、実効速度のサンプル計測等の検討に当たっては、必要な負荷等も考慮して最適な手法を検討するべきと考えており、考え方(案)においても、「実効速度をサンプルとして計測する仕組み等を検討する」として、あくまで一つの例示として掲載しているものであるため、修正は不要と考えます。</p> <p>なお、提供手段については、⑤で回答するのとおり第Ⅱ期において検討を深めることとします。</p> <p style="text-align: right;">無</p>
----	---	---

②-1-2 利用状況を踏まえて伝送速度等を検討すべきだが、実効速度を用いた基準による過度な品質確保により国民負担が増大しないよう検討すべき。			
28	<p>「①ブロードバンドの位置付け」に基づき決定されるもので、例えば、テレワークや遠隔授業等が安定的に利用可能なスペックとすることなどが考えられます。世帯内で複数名がテレワークや遠隔授業等を同時に利用することも想定され、利用状況も踏まえて所要の伝送速度などを検討することが適当と考えますが、いたずらに水準を高めることは、ユニバーサルサービス利用料を高める一因ともなり、その負担を通信事業者ひいては国民が負うことを考えれば、慎重な検討がなされるべきです。</p> <p>また、伝送速度の目安としては考え方(案)でお示し頂いている通り、あらゆる状況下で実効速度を担保することは困難である事から名目速度を基本とする事が適当と考えます。</p> <p>一方で、名目速度との乖離防止を目的として実効速度をサンプルとして計測する仕組みを検討するとされておりますが、計測結果は利用環境に依存し多様と予想される事から、消費者の誤解を招かず事業者にも過度の負荷がない方法が検討されるよう要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【ジュピターテレコム株式会社】</p>	<p>実効速度の計測方法についての御意見については、参考とさせていただきます。</p> <p>ブロードバンドの品質の具体的な確保の方法については、国民の負担が過大とならないよう提供手段の議論とあわせて、第Ⅱ期において検討を深めることとします。</p> <p>また、提供手段については⑤で回答するとおり、第Ⅱ期において検討を深めることとします。</p>	無
②-2実効速度をベースとすべき			
29	<p>名目速度でユニバーサルサービスとしてのブロードバンドを整理すると、名目速度と実効速度には乖離があるため、その基準に基づきブロードバンドの利用環境を確保しても、利用者が「新たな日常」等に必要なサービスを受けることができない可能性がある。</p> <p>特に地方においてこのような可能性があると、「地理的格差が発生しないようなブロードバンド環境の維持」は実現できない。</p> <p>したがって、ユニバーサルサービスとしてのブロードバンドの伝送速度は、実効速度で整理していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【広島県】</p>	<p>実効速度の明示が必要との御意見と承知いたします。あらゆる状況下での実効速度を担保することが困難であることを考慮すれば、名目速度をベースに考え、実効速度をサンプルとして計測する等の仕組み等を検討することが適当と考えます。</p> <p>なお、その他の御意見につきましては参考とさせていただきます。</p>	無
30	<p>・回線の実行速度の明示化は必要と考えます 名目速度はユーザに誤解を与えていると思います。 特にフレッツ PPPoE 接続では NTT とプロバイダの接続点において数千ユーザが 1Gbps 共有している状況であり、 最大 1Gbps と謳うことは有名無実化しておりユーザにとって参考になる情報になっていません。 (逆にユーザに余計な期待をさせてクレームを生む原因になっていると思います)</p> <p>最低保証帯域とまでは言いませんが、これくらい出るのが正常範囲という値を各プロバイダでホームページなどで明示してほしいです努力目標としては動画視聴や Web 会議システムが使える 5Mbps 程度を混雑時間帯でも出せるように設定してほしい (光配線・VDSL 配線などの区分ごとに目標値が有ると良い・未来永劫一定値である必要はなく、半年程度で見直しがあってよい) プロバイダなどを選ぶ際の一番の選択材料になります。 また、これより下回った場合は問い合わせすべき異常値も明示したほうが良いと思います。 これまで何でもベストエフォートで済ませてきたがため利用者にとっても異常なのか分からず我慢したまま使い続けているケースが SNS などを見ていると多いように思います。</p>		

	<p>人間ドック・健康診断の測定項目に正常範囲から再検査・要治療などのランクがあるようにネット回線でも目安があったほうが良いと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プロバイダがサンプル回線を用意して公表することが難しい場合には すでにあるスピードテストサイトの統計データを参考にするのが良いと思います 私設サイトですが「みんなのネット回線速度」(https://minsoku.net/)というサイトがあって プロバイダ別・時間帯別・フレッツ系回線では PPPoE/IPoE 接続で分類して統計データが取得できるレベルになっています。 必要な帯域・ディレイ(Ping 値)について (動画配信サービス・ネットゲームなど)コンテンツプロバイダ側で必要な速度帯域などを明示すべきだと思います ネットゲームユーザーの中には必要以上に高スペックな回線を期待する者が居ますが社会的な無駄を発生させる可能性があり 適正な必要スペックを周知する必要があると思います。 18ページに固定回線・WiFi ルータ型・携帯回線の例が表として載っていますが 実行速度が分からないためにユーザーが回線を選ぶ際に何も参考にならず、 結果として口コミなどの評判に頼ってしまうのが現状だと思います 貴研究会の検討範囲を超えてしまうかもしれませんが、 回線選択のリテラシー教育・広報が必要だろうと思います 先日「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計・試算」2020年5月現在のデータが公表されて 通信量がさらに増えてきています。プロバイダ各社も混雑に強いコース(IPoE+Ipv4 over IPv6)を用意していますが まだまだ状況を把握していないユーザーが残っているように思います。 携帯通信においては端末の買い替えで数年周期で更新されていきますが、固定通信ではユーザー側の設備更新をより積極的に行われるように 広報すべきだと思います。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
31	<ul style="list-style-type: none"> 通信容量 地理的に不利な地域では、地上波が少ないため、テレワーク・遠隔授業に加え動画送信も重要な要素となる。現在の固定通信の一契約あたりの通信容量は 151GB であり、7年後(7倍強)を考慮すると1TB(／月)が外挿されるため、少なくとも家族辺り月1TB以上の想定が望ましい。 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000171.html 通信品質・速度 通信品質には上り下りの平均実行速度以外に、遅延時間、パケットロス率、ジッター(速度変化)がある。FTTHやLTEの名目速度に1Gbpsも見られるが、実際の日中や夕方の実行速度とは大きな 	

	<p>違いがある。特に携帯回線では、通勤時間帯や昼休みに急激な速度低下が生じ、ユーザーの事業者選択の強い因子になっている。ユビキタス社会が目指す先は、いつでも通信がつながることであるが、現実には速度低下や通信障害が発生し、総務省殿の指導により改善されている。月1TBは1日8時間利用で9Mbpsを意味し、コーディングや同時利用を考慮すると“最低通信速度”は最低20Mbps以上が必要となる。</p> <p>1TB/月＝9Mbps/8bit/(8h/24h)x30日 x24hx3600秒</p> <p>(MM 総研調べ)</p> <p>https://www.itmedia.co.jp/mobile/articles/2002/25/news101.html (電気通信事故に関する検証報告、総務省 2020年9月)</p> <p>https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban05_02000212.html</p> <p>このような観点から、名目速度でなく実速度が重要であり、適切な通信品質が担保するため、24時間・365日通信を計測する仕組みも重要となり、この結果も参考に選定されることが望ましい。また通品品質は、事業者のNW投資に左右され、計測する仕組みと指導する仕組みがない場合、通信の低品質化や、サービス開発の遅延が想定される。このため、実態や将来を見据えた更なる検討を期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
②-3 その他			
32	<ul style="list-style-type: none"> ・第Ⅰ期議論において、現在のブロードバンド環境の維持をめざす目的として、テレワーク・遠隔医療・遠隔教育等が挙げられたこと、及びそれらを安定的に利用できることが望ましいとして、ブロードバンドサービスの内容が示されたことは、意義があるものと考えます。 ・今後、意見募集の結果等を踏まえつつ、第Ⅰ期議論で示されたユニバーサルサービスとしてのブロードバンドサービスに求められる伝送速度、安定性、通信容量等の内容(品質)が適切かどうか、国民のコンセンサスを得ながら丁寧に議論を進めていくべきと考えます。 ・その際、国民がテレワーク・遠隔教育・遠隔医療等を利用する際に必要となる自治体・企業側の回線サービスについては、求められる提供条件が一般家庭向けのブロードバンドサービスと異なる場合があることに留意する必要があると考えます。 ・なお、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療等は、一般的にインターネットを経由した利用が想定されますが、インターネット通信はベストエフォートであり、固定・無線ともに、インターネット区間を含め、エンド・エンドで安定品質を確保できるものではなく、インターネット区間の回線や利用者の端末・サービス提供事業者のサーバ等の性能や処理能力等に左右されることとなります。 ・そのため、ブロードバンドサービス(アクセス回線)についての品質の指標を定める際は、インターネット通信はベストエフォートであり、エンド・エンドで安定品質を確保できるものではないことについて、国民の理解を得ながら、議論を進めていく必要があると考えます。 <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>いただいた御意見は参考とさせていただきます。</p> <p>ブロードバンドの内容に関する議論に関しては、国民負担が過大とならないような制度について第Ⅱ期において検討を深めることとします。</p> <p>なお、ブロードバンドの品質の指標については、提供手段の議論とあわせて、第Ⅱ期で議論を深めることとします。</p>	無
33	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、意見募集の結果等を踏まえつつ、第Ⅰ期議論で示されたユニバーサルサービスとしてのブロードバンドサービスに求められる伝送速度、安定性、通信容量等の内容(品質)が適切かどうか、国民のコンセンサスを得ながら丁寧に議論を進めていくことが必要と考えます。 		

	<p>・その際、国民がテレワーク・遠隔教育・遠隔医療等を利用する際に必要となる自治体・企業側の回線サービスについては、求められる提供条件が一般家庭向けのブロードバンドサービスと異なる場合があることに留意する必要があると考えます。</p> <p>・なお、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療等は、一般的にインターネットを経由した利用が想定されますが、インターネット通信はベストエフォートであり、固定・無線ともに、インターネット区間を含め、エンド・エンドで安定品質を確保できるものではなく、インターネット区間の回線や利用者の端末・サービス提供事業者のサーバ等の性能や処理能力等に左右されることとなります。</p> <p>・そのため、ブロードバンドサービス(アクセス回線)についての品質の指標を定める際は、インターネット通信はベストエフォートであり、エンド・エンドで安定品質を確保できるものではないことについて、国民の理解を得ながら、議論を進めていく必要があると考えます。</p> <p>・仮に、ブロードバンドサービス(アクセス回線)に加え、インターネット区間や利用者の端末、サービス提供事業者のサーバ等を含め、エンド・エンドで安定品質を確保しようとするれば、提供事業者には様々な設備増強・開発等の費用が生じ、国民負担が大きくなることに留意する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>		
34	<p>テレワーク・遠隔教育・遠隔医療などを安定的に利用することができるようにするためのブロードバンドの内容(品質)を確保することが望ましいとする考え方に賛同する。</p> <p>ユニバーサルサービスとしてのブロードバンドの内容(品質)については、今般のコロナ禍や集中豪雨等の有事での利用増があったように、社会的ニーズが高まった場合にも耐えうるものとすべきであると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【広島県】</p>	<p>いただいた御意見は参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ブロードバンドの品質の具体的な内容については、第Ⅱ期で議論を深めることと致します。</p>	無
35	<p>・ブロードバンドサービスの内容を定めるにあたって、ブロードバンドサービスで何を実現し、どのような社会をめざすのか、実現に必要な内容を利用者・通信事業者・実現を目指すサービスの提供主体等の意見を聴取し、国民のコンセンサスを得ながら丁寧に議論を進めた上で、定めていくことが重要と考えます。</p> <p>・なお、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療などを安定的に利用することができるようにするため、ブロードバンドの内容(品質)を確保することが望ましいとされているところ、一般的に提供されているブロードバンドサービスはベストエフォートであり、必ずしも安定品質を確保できるものではありません。そのため、ユニバーサルサービスとしてのブロードバンドサービスに求められる安定性や通信容量については、現状において広く一般的に利用されているブロードバンドサービスの利用実態を踏まえたものとすべきであると考えます。</p> <p>・なお、仮に通信の安定性に関する新たな指標を検討する場合には、現在提供されているブロードバンドサービスの競争環境等に影響が及ぶことがないよう、慎重な検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>御意見は参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ブロードバンドの品質の具体的な確保の方法については、⑤で回答する提供手段とあわせて、第Ⅱ期において検討を深めることとします。</p>	無
36	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、急速にテレワークや遠隔教育、遠隔医療などへのニーズが高まったように、短期間で社会的ニーズに大きな変化が生じる可能性があることから、「品質」「速度」など特定の基準は、すぐに陳腐化する恐れがあるため適当ではないと考えます。</p> <p>むしろ諸外国と比較しても(※)、光ファイバの整備が進展している我が国においては、一定の品質要件を満たすブロードバンドサービスの提供を全国あまねく確保するという考え方よりも、FTTH、</p>	<p>いただいた御意見は参考とさせていただきます。</p>	無

5G/IoT 等情報通信インフラを支える光ファイバを、全国どこでもアクセスできる不可欠なインフラと位置づけ、維持困難な地域の光ファイバを維持し、多様な主体が当該光ファイバを活用してブロードバンドや 5G/IoT 等のサービスを提供できるような仕組みを制度で整える考え方に転換すべきだと考えます。

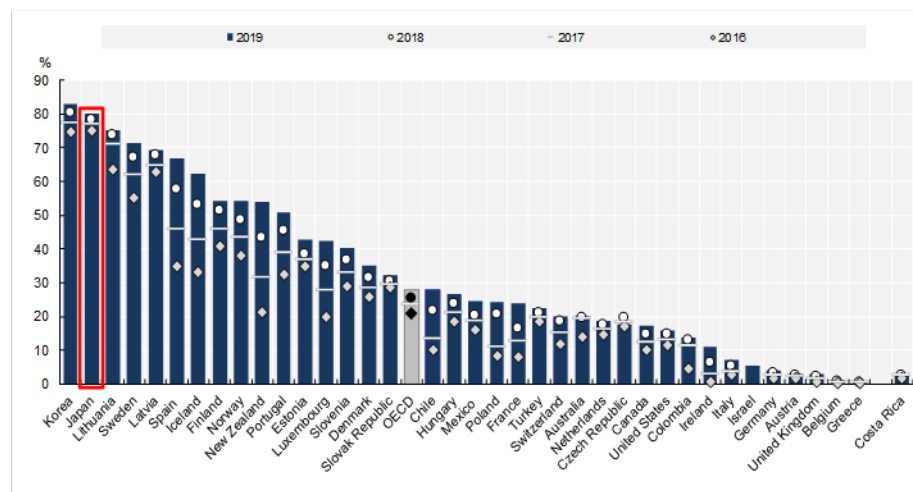
なお、実効速度をサンプルとして計測する仕組みの検討については、「インターネット政策懇談会最終報告書」(2009年2月)において、インターネットが、「通信を行っている利用者の端末やサーバ等の機器の状況はネットワークを提供する事業者からは把握できないことから、通信を行っている機器間の実効通信速度はそれら事業者であっても保証することができない。この意味において、インターネット接続サービスは本質的にベストエフォート」と記載のあるとおり、事業者が実効速度を保証することはできず、お客様の利用状況等によって左右されるものである点を留意すべきものと考えます。

(※) 出典: OECD 1.10. Percentage of fibre connections in total broadband (Dec. 2019)

諸外国の光ファイバ世帯普及率の状況

・ OECD諸国の光ファイバ世帯普及率で、日本は韓国に次いで第2位。

OECD Broadband statistics [http://oe.cd/broadband]
1.10. Percentage of fibre connections in total fixed broadband, Dec. 2019



【KDDI 株式会社】

37

・ 新型コロナウイルス感染症を契機とした新たな生活様式や Society5.0 時代の社会に向け、テレワークや遠隔教育等を安定して利用できる通信品質を確保することは必要であると考えます。
 ・ 他方、テレワークや遠隔教育等においては、動画利用が必須ではなく音声や画面共有を組合せて実施される場合があることに加え、一般のネット利用においても WEB 閲覧やショッピング等を中心とする利用者が一定数存在すること等に留意が必要であり、また、実効速度を用いた計測等については、様々な環境による影響も想定されることから、あくまでも参考値として取り扱うなど、過度

ブロードバンドのユニバーサルサービス化の検討に当たって、ブロードバンドの内容については、様々な利用状況があることを踏まえコストミナムを念頭に検討すべきであり、実効速度を用いた過度な品質基準を設定することは望ましくないとの御意見と承知致します。
 なお、ブロードバンドの品質の具体的な確保の方法について

無

	<p>な品質確保により国民負担が増大しないよう、第Ⅱ期において検討を進めていただくことを要望します。</p> <p>・ また、屋内での無線利用における安定性確保が懸念されているところ、有線利用においても屋内では Wi-Fi 機器等により環境構築することが大半であり、通信の安定性については屋内環境や機器仕様等に影響されることが想定されます。このため、屋内の隅々まで安定性を確保するという点において、有線・無線による差はないものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>は、国民の負担が過大とならないよう提供手段の議論とあわせて、第Ⅱ期において検討を深めることとします。</p> <p>また、提供手段については⑤で回答するとおり、第Ⅱ期において検討を深めることとします。</p>	
38	<p>意見対象:確保されるべき通信速度1. 5Mbps/一人、6Mbps/5 人家族、名目速度に意味がない。意見;</p> <p>1. 論議されている必要な通信速度、遅延は確保されるべき最低のもので、ユニバーサルとして、その論議の数値を必要実効速度として、規制すべきです。確かに名目速度は意味がないです。</p> <p>2. この数値論議だけだと、CATV(同軸)の宅内ユーザの学習児童の問題点、特に、画面ロック、速度低下での精神ストレス、学習意欲低下の人間工学要素が含まれず、現状の CATV(同軸)サービスが規制内に含まれます。メールの不達、画面ロックなど実態調査での問題点を把握した上の論議がされていません。実際の CATV(同軸)サービスでは、同軸ゆえの問題点、サービス停止故障(風などの自然現象など)、輻輳で学習に適しない時間帯が、児童が必要な時間帯と合致しています。輻輳時間帯でも確保される実効速度数値を規制してください。</p> <p>3. 日本は FTTH が既に既得財産としてあります、実効通信速度が 1.5Mbps/一人x4 人家族=6Mbps/家では、とても快適なサービスとは言えません、人間工学の数値で快適な通信がユニバーサルに達成させる論議をして下さい。諸外国に先行する技術が展開されるような、議論をして下さい。大学の講義の数値論議は、日本社会を益々、委縮させます。</p> <p>以上、</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>考え方(案)の参考資料として掲載している研究会における構成員等からの主な意見等に対する御意見と承知します。</p> <p>なお、当研究会の考え方(案)はあらゆる状況下での実効速度を担保することは困難であることを踏まえ、名目速度をベースとしたうえで、実効速度をサンプルとして計測する仕組みの検討をすることとしております。</p> <p>そのほかの御意見につきましては、参考とさせていただきます。</p>	無
39	<p>インフラとしての基本は光回線やCATV等固定回線で、山間地等の施設設置が難しい地域は安定性のあるモバイルを検討し、固定回線とほぼ同額で利用できるようご検討ください。</p> <p>(理由)</p> <p>台風などの気象条件や基地局の利用人数等に左右されないためにも、インフラとしての基本は安定性のある固定回線だと思います。モバイルブロードバンドの 4G が普及し 5G もサービスを開始しましたが、モバイルは周りの利用環境の影響が大きく、恒常的な映像配信の利用には安定性に不安があります。オンライン会議でストレスなく利用するためには 5Mbps が必要だと言われています。社会インフラとしては固定回線をおろそかにしないことを希望します。光回線が主で、山間部等固定回線施設設置が難しい場合はモバイルで補うなどの方策を検討していただきたいです。</p> <p>【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ICT 委員会、消費者提言委員会】</p>	<p>いただいた御意見は参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ブロードバンドの料金については③、提供手段については⑤で回答するとおり、第Ⅱ期において検討を深めることとします。</p>	無
40	<p>FTTH については、速度について NTT 等による一光回線本枝が 32 分割された場合において、数十 Mbps が確保されるような環境である事を求めたい(この速度は主に ISP 等によって律速される事になるかと思われるが、NTT の側で最大分割がされている場合の速度くらいは、各 ISP において出るようにしてほしい、という事である(もちろん接続費用等について考慮を行う必要性の多い他国との間の通信については事情を異にしてよいが、しかし、国内にホストのあるサーバについて</p>	<p>いただいた御意見は参考とさせていただきます。</p>	無

は、それらのサーバが数十 Mbps の配信が行えるのであれば、ISP 側で利用者に数十 Mbps の速度での通信の提供を行っていただきたい、と考える。)。)。また、安定性については、当然、パケットロス等が無い事を求めたいが、ここで、セキュリティのために、パケットロスについて、回線事業者や ISP 等において、利用者ごとに記録が取られるようであるのが望ましいと考える。
通信容量については基本として無制限であるべきと考えるが、電波帯域についての制限を受ける無線通信については、数 Mbps 以上の高速通信について行える容量の制限があっても可と考える。(なお、であるので、有線通信を基本とすべきと考える。)

【個人】

■③ブロードバンドの内容(料金水準・料金体系)

③-1 賛同			
41	ユニバーサルサービスとして位置付けられるブロードバンドについては、誰もが利用可能な料金で提供されるべきであるとの考え方に賛同する。 【広島県】	賛同の御意見として承ります。 なお、ブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置付ける場合の料金についての具体的な規制の方法については、第Ⅱ期において検討を深めることとします。	無
42	・ Society5.0 時代の社会を見据えると、ブロードバンドサービスには一層の高度化・信頼度向上が求められ、またネットワークダイバーシティ等による通信インフラの強靱化も必要であることから、引き続き、事業者間の市場競争を促進することは極めて重要であると考えます。 ・ この点、本論点整理(案)において、「ブロードバンドサービス全般に対して一律の料金規制を課すことは適当ではない」との考え方が示されたことは、公正な競争環境の確保に資すると考えるため賛同します。 ・ また、ブロードバンドのユニバーサル化について地理的な格差を解消することを目的とすることを踏まえると、料金水準については、市場価格ベースとすることが、公平性確保の観点から重要であると考えます。 【株式会社オプテージ】		
43	通信事業者は、競争環境下で消費者のニーズに合わせた様々な速度や料金プランを提供していることから、一律の料金規制を課すことは適当ではないと考えます。 【ジュピターテレコム株式会社】		
③-2 既に提供されているブロードバンドサービスについては料金規制を課すべきではない。			
44	ブロードバンドサービスは、多種多様な主体によって提供され、競争を通じて、サービスの品質・速度等の提供条件の向上や利用者料金の低廉化等が実現されているものと理解しております(※)。 そのため、考え方(案)と同様に、競争を通じて実現が図られることに対しては、新たに規律することは不要だと考えます。 一方、競争によるサービス提供が見込まれない地域については、制度による支援に加えて、利用者利益を確保するための一定の規律が必要だと考えます。 維持が困難な地域の光ファイバを維持し、多様な主体が当該光ファイバを活用してブロードバンドや 5G/IoT 等のサービスを提供できるような仕組みを整えるためには、設備の設置主体が光ファイバを維持できるように制度によって支援すると共に、当該光ファイバを多様な主体が活用してサービス提供できるよう、設備設置主体の卸役務料金等に対して都市部と同等の料金水準を求めるなど一定の規律を設けることが必要だと考えます。なお、設備の設置主体がエンドユーザに対する役務提供主体でもある場合は、当該役務料金について同等の規律が必要だと考えます。 (※)例えば、FTTH アクセスサービスは、サービス開始当初は下り 10Mbps の速度で提供が開始されましたが、その後のニーズの変化や技術進展等に併せて、100Mbps、1Gbps、10Gbps 等の速度でサービスが提供されている等、他社との差別化等による競争を通じて、品質・速度面が向上してきました。また、利用者料金についても同様に 2007 年当時は 6,000 円～6,500 円程度でしたが、近年では 5,000 円程度まで低下しています。 【KDDI 株式会社】	いただいた御意見は参考とさせていただき、ブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置付ける場合の料金についての具体的な規制の方法については、第Ⅱ期において検討を深めることとします。	無

45	<p>・ブロードバンドサービスの料金については、市場競争により決定されるべきものであり、既に市場競争により提供されているブロードバンドサービスにまで料金規制を課すべきではないという考え方に賛同します。</p> <p>・仮に、ユニバーサルサービスに位置付けられるブロードバンドサービスに、料金規制が必要とするのであれば、当該サービスを提供する事業者とその他事業者との間の競争に影響を与えないこと、当該サービスを提供する事業者が安定的かつ継続的にサービス提供できる仕組みとすることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>		
46	<p>・ブロードバンドサービスの料金については、市場競争により決定されるものであり、既に市場競争により提供されているブロードバンドサービスにまで料金規制を課すべきではないという考え方に賛同します。</p> <p>・仮に、ユニバーサルサービスに位置付けられるブロードバンドサービスに、料金規制が必要とするのであれば、当該サービスを提供する事業者とその他事業者との間の競争に影響を与えないこと、当該サービスを提供する事業者が安定的かつ継続的にサービス提供できる仕組みとすることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>		
47	<p>ブロードバンドサービスの料金については、市場競争により決定されるべきものであり、既に市場競争により提供されているブロードバンドサービスにまで料金規制を課すべきではないという考え方に賛同します。</p> <p>仮に「誰もが利用可能な料金」の実現のため、料金規制を検討するとしたら、事業者間の競争環境等に影響が及ぶことがないようにすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
③-3 「誰もが利用可能な料金」とは「現に競争地域において提供されている料金」を意味すべき			
48	<p>ユニバーサルサービス制度はあくまで競争の補完として非競争地域・高コスト地域を対象に国民生活に不可欠なサービスの維持を行う制度とされていることから、制度での維持を図るべきものとして少なくとも既に競争環境下で提供されている内容(料金・サービス品質等)を超えるものを求めるべきではなく、本論点整理案P.2における「現在のブロードバンド整備状況を前提として、地理的格差が発生しないようなブロードバンド環境の維持を目指すことが適当」との記載も踏まえれば、「誰もが利用可能な料金」とは「現に競争地域において提供されている料金」を意味すべきです。</p> <p>したがって上記を明確にすべく、下記文案のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>【修正案】 ユニバーサルサービスとして位置付ける場合には、現に競争地域において提供されている料金と同等水準の料金で提供されるべきであると考えられ(後略)</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>誰もが利用可能な料金を実現するための具体的な規制の方法は、第Ⅱ期で議論を深めることといたしますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>	無
③-4 料金の議論は消費者のリテラシー向上との両輪として進めるべきである			
49	<p>・ユーザ視点であれば、費用対効果に見合った利用料金であるべきで、単に安い高いではなくて、通信品質を含めて議論されるべきと考えます (複数社から通信サービスを選択することができない過疎地域を除いて) 通信サービスを選ぶことができるユーザは適切なサービスを選んでいくと思います。</p>	<p>ブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置付ける場合、料金水準の議論は、その通信品質や消費者のリテラシーの向上と併せてなされるべきとの御意見として承ります。 いただいた御意見は参考とさせていただきます、ブロードバンドをユ</p>	無

その前提として選びやすい環境を総務省や業界団体が用意する必要があります

・利用者(ユーザ)保護の観点も必要と思います

回線品質は何処の会社が担うのか？また回線提供の仕組みをユーザが理解した上での契約になるように

サービス内容の表示などをもっと公表すべきと考えます。

数か月前に「どんなときも WiFi」で行政指導が入りましたが、

多数の会社が複雑に絡んでいるのにユーザからはブラックボックスな状態だったのが帯域不足の遠因ではないかと思えます。

別の事例として、ドコモ光も誤認されやすい状態です。同社ホームページ上では選択するプロバイダによって3種類の接続方式が混在すると説明されていますが

パンフレットには欄外の注意書きにホームページ参照と書いてある程度で、ほとんど告知されていないに等しい状態です

([https://www.ntt 株式会社 NTT ドコモ.co.jp/hikari/provider_list/ipv6/](https://www.ntt.co.jp/hikari/provider_list/ipv6/))

ですが、ほとんどのユーザはサービス名称からドコモが通信設備を用意して一定の品質をドコモが担保していると思っています。

直営が困難であるなら提携プロバイダは「IPoE IPv4 over

IPv6 通信」ができる提携プロバイダに限るか

ユーザーに3種類の接続方式がある事と通信品質はそれぞれのプロバイダに依ることをもっと明確化すべきです。

総務省におかれては、誤解を生ませないユーザ向けの表示・告知事項のガイドラインを考えてほしいです。

現段階で検討課題に盛り込まれていませんが、IT リテラシーの向上の一環としてソフト面での対応を入れていただきたいです・

ブロードバンドをユニバーサルサービスにとの議論もありますが、国民皆が自由に使える使えるようにという趣旨から言えば

IT に詳しい一部の人が使えれば良いのではなく、もっと一般の人が希望したサービスを選べるようにする必要が有ると思います。

もちろん過疎地への設備予算も大事ですが、有効活用する・効果を最大限引き出すためには、使いこなせるかという視点が常に必要です。

地域によって選択肢の多い所・少ない所の差はありますが、どんな回線があつてどの様に選べば良いのか？って話を都市部・過疎地に限らず周知すべきです。

学校教育にしろ大人向け(生涯学習)のパソコン講習会にしても回線が繋がっている事が前提で省略されて、実はすっぽり抜け落ちていていると思います。

プロバイダ各社もコース説明のページを用意していますが、自社サービスの説明になってしまい利用者からすると断片的な情報で探し回るのは大変です。

回線の選び方・どういった点に注意すべきかを含めて、横断的に分かる情報サイトを国や業界団体が用意すべきだと思います

ユニバーサルサービスとして位置付ける場合の料金についての具体的な規制の方法については、第Ⅱ期において検討を深めることとします。

【個人】

③-5 モバイル回線にユニバーサルサービス料が加算されているように、ブロードバンド回線ごとに負担を求めるべきである。			
50	<p>現在モバイル回線にもユニバーサル料金が加算されていますが、実効速度のあるブロードバンドを広く利用でき、施設を維持するためには、ブロードバンド1回線契約ごとに一律の低額な料金課金をし、広く受益者に負担を求めることも必要ではないかと考えます。また、モバイル回線事業者へは通信料金の値下げ努力をお願いします。</p> <p>(理由)</p> <p>インフラとなったインターネットはたとえ1時間でも接続できないと不安になります。光ファイバーは2021年中には希望する全ての市町村で整備される見込みで、未整備世帯は18万世帯まで減少する見込みとありますが、コロナ禍でインターネットの映像と音声配信の利用が増え、通信量が増大する今、地域格差を解消する手段として現在のユニバーサル料金徴収では不足し、企業努力だけでは賙えないと考えるからです。メンテナンス費用も見越した料金体制が必要と考えます。</p> <p>【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ICT委員会、消費者提言委員会】</p>	<p>現在の基礎的電気通信役務に関する制度では、基礎的電気通信役務を提供する適格電気通信事業者の一定の費用を補填するため、電気通信番号の使用により一定の受益を受けている電気通信事業者が負担金を負担することとなっております。</p> <p>なお、ブロードバンドがユニバーサルサービス化される場合、それによって生じる費用に支援が必要であるとき、どのような主体にどのような負担が生じる仕組みとするかについては、第Ⅱ期で議論を深めることといたします。</p>	無
③-6 現在提供されているブロードバンドの料金は高額である。			
51	<p>現在のブロードバンド通信は高過ぎるという認識である。</p> <p>特に、無線・モバイル通信について、大手MNOキャリアにおける、低い容量の高速通信しか行えないスマートフォンのコースでも、かなりの高額(約2000円等)というのが許容しがたい。</p> <p>通話については受信メイン、Webブラウズやアップデート等についてはWi-Fiを基本とした利用であれば、ほとんど費用発生が無いはずなのに、そこまでの費用負担をさせるのは、実に家計に残酷であると考えます。</p> <p>3G携帯電話の頃など、1000円内で普通に一応のiモード閲覧も少々は行える携帯端末が持っていたのに、スマホ時代になってそれがMNOキャリアではほぼ不可能になっている、というのは非常に困るものがある。</p> <p>1GB以下の高速通信容量、あるいは高速通信について基本無効でよいので、携帯電話端末保有について、1000円内で行えるようにしていただけないか。</p> <p>中高生、大学生の子が複数人いる家庭の家計を考えると、実に頭痛がするのであるが、スマートフォンを持つ=高速通信を行う、という図式を自動的に構築している大手MNOキャリアは強欲と押し売りの化身のようであり、少々社会的に認められない事をしていて市民として認識する。</p> <p>まあ、本格的に、無線での高速通信を行う環境であれば、月数千円は妥当となるであろうが、大手MNOキャリアでも、通話については受信メイン、Webブラウズやアップデート等についてはWi-Fiを基本、といった利用形態の契約者については1000円内で収まる様なプランを提供していただきたい。</p> <p>でない、悪であると考えます。なお、有線通信(光回線によるブロードバンド)についても、高過ぎるのではないかと認識である。</p> <p>戸建てで(ISPのセットでなく回線のみで)割引後に月4000円、集合住宅で月2500~3000円程度の額が適切ではないかと考える。(なお、これに通常電話費用が追加でかかってくるのであるから、回線事業者にとってそう悪くない額になるのではないかとと思われる。)</p> <p>確かに減価償却の問題があり、また依然として光ファイバーが普及していない地域に普及を行う必要がある、それを言われれば確かに現状の費用は一応許容するのであるが、普及が行われればその程度に下げられるのが良いのではないかと考える。</p>	<p>現在提供されているブロードバンドの料金についての御意見と承知いたします。</p> <p>いただいた御意見は今後の情報通信行政において参考とされるべきところと存じます。</p>	無

	<p>(なお、加えて言うと、速度についての要求からのミスマッチの問題がある。10Gbps の通信回線の提供が始まっているが、ISP を用いている場合は 100Mbps も出ない程度の速度しか実際には出ないので、回線事業者は、家庭向けに、現状通常が 1Gbps (かなり多くの場合、過剰である。)となっている光回線よりグレードを下げた、100Mbps 又は 200Mbps 程度の通信回線を廉価に提供するようにしていただきたいと考える(なお、当然、その様な速度の場合は、通信速度についての急激な増加が無くなり、事業者の負担(容量保証回線への容量配分等)は容易になるはずである。(なお、LAN の規格としては 1000BASE-T として、回線事業者側で速度にキャップをかける方式が適切と考える。))。…このような速度とすれば、現在でも戸建てで月 4000 円、集合住宅で月 2500～3000 円程度の契約は可能なのではないであろうか。そう思われるのであるが、速度をあまり求めない世帯には低速かつ比較的廉価な光回線を提供するようになっていただきたく思う。)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
52	<p>固定回線の平均契約年数は、10 年超えが 33%、5 年以上で 50% 超えであり、統計処理すると平均 7 年以上と想定される(下記 55 頁)。また料金はこの 14 年で加入者光ファイバー接続料は 3 千円低下したが、利用料は 1 千円強の変化で、(下記 12～13 頁)長期利用者が多いものの料金低下は少ない。</p> <p>(固定通信市場の競争環境に関する検証、総務省、R2 年) https://www.soumu.go.jp/main_content/000689803.pdf</p> <p>戸建て、マンション、賃貸で異なるものの平均建築年数 20 年程度であり、具備された設備が長期利用されることが期待される。(住宅市場動向調査、国交省 H30、P.12) https://www.mlit.go.jp/common/001287761.pdf</p> <p>この 10 数年消費支出が減る一方、通信費は増加していることが知られており、(モバイル市場の競争環境に関する研究会、第一回参考資料、P.30) https://www.soumu.go.jp/main_content/000578326.pdf これら観点から国民が負担する通信費が過度に高くならず可視化する仕組みが期待される。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		

■④ブロードバンドの提供地域

④-1 賛同			
53	地域を問わず、すべての住宅や事業所においてブロードバンドが提供され、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療などを安定的に利用できる環境を必ず確保すべきと考える。 【広島県】	御意見につきましては、第Ⅱ期の検討における参考とさせていただきます。	無
54	Society5.0 時代を念頭に、将来的には農場・山林・道路などにおけるブロードバンド環境確保のための措置が必要になることも考えられますが、前述のとおり、ユニバーサルサービス制度にて国民生活に不可欠なサービスとして確保すべき内容については「現時点」の状況(競争・市場原理での解決の可能性有無、国民の利用実態・普及率、ニーズ、設備状況等)に基づき定められるべきであることから、確保すべき提供地域・提供先は現行と同様に固定地点(住宅や事業所)とすることが適当と考えます。 【ソフトバンク株式会社】		
55	地域を問わず全ての住宅や事業所で、①に掲げるメール、WEB 閲覧や活用、テレワーク等の利用環境が確保されることが望ましいと考えておりますが、ユニバーサルサービス制度が対象とする提供地域は、あくまでも居住エリアにおける一般的な利用者を対象とすることが適当と考えます。 一方、農場・山林など、非居住エリアにおけるブロードバンドサービスの確保につきましては、特定の企業・団体等のみが提供対象となる場合もあると考えられることから、提供地域については慎重に検討すべきと考えます。 【ジュピターテレコム株式会社】		
56	・ブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置付ける場合の支援策については、「ブロードバンド網の「維持」が困難となる地域における「維持」を対象とする」という考え方に賛同します。 ・ただし、その提供地域については、集落の消滅やコンパクトなまちづくり推進の動きを踏まえつつ、他の生活インフラ(電気・水道・交通等)の動向とあわせて、国民のコンセンサスを得ながら丁寧に議論を進めていくべきと考えます。 ・なお、ブロードバンド網の「整備」については、国費を含めた補助事業で行うことを前提に議論を進めていくべきと考えます。 【日本電信電話株式会社】		
57	・ブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置付ける場合の支援策については、「ブロードバンド網の「維持」が困難となる地域における「維持」を対象とする」という考え方に賛同します。 ・ただし、その提供地域については、対象となる世帯へ影響を及ぼす集落の消滅やコンパクトなまちづくり推進の動きを踏まえつつ、その他の生活インフラ(電気・水道・交通等)の動向とあわせて、国民のコンセンサスを得ながら丁寧に議論を進めていくべきと考えます。 ・なお、ブロードバンド網の「整備」については、国費を含めた補助事業で行うことを前提に議論を進めていくべきと考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】		
58	・ブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置付ける場合の支援策については、「ブロードバンド網の「維持」が困難となる地域における「維持」を対象とする」という考え方に賛同します。		

	<p>・提供地域については、仮に、農場・山林・道路等の非居住地エリアまでユニバーサルサービスの提供地域とした場合、維持等に莫大なコストを要することとなります。</p> <p>・集落の消滅やコンパクトなまちづくり推進の動きや、「維持」に係る費用について国民負担が前提となることなどを踏まえると、生活上不可欠な居住エリアを提供地域とすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>		
59	<p>・ 仮にブロードバンドをユニバーサルサービスとして提供する場合、国民負担につながることを踏まえると、国民生活の拠点となる住宅や事業所を対象に提供することが望ましいと考えます。</p> <p>・ この点、山間部や離島等では有線によるブロードバンド提供が不経済になる場合も想定されることから、無線の利用などコストミナムとなる最適な通信手段を選択することが、国民負担を軽減する上で非常に重要であると考えます。</p> <p>・ また、住宅や事務所以外の場所（農場、山林等）への提供については、ユニバーサルサービスとしての提供の必要性や国民負担の増加などの影響等を加味した上で、慎重に検討いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 オプテージ】</p>	ブロードバンドをユニバーサルサービスとする場合、それによって生じる費用に対する支援を制度化するとき、どのような主体にどのような負担が生じる仕組みとするかについては、第Ⅱ期において検討を深めることとします。	無
④-2 住宅や事業所のみならず、ブロードバンドが必要となる場所(農場・山林・道路など)においても、安定してブロードバンドが利用できる環境を必ず確保すべきと考える。			
60	<p>住宅や事業所のみならず、ブロードバンドが必要となる場所(農場・山林・道路など)においても、安定してブロードバンドが利用できる環境を必ず確保すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【広島県】</p>	御意見につきましては、第Ⅱ期の検討における参考とさせていただきます。	無
④-3 その他			
61	<p>全ての地域においてブロードバンドを提供との考え方に賛同します。</p> <p>【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ICT 委員会、消費者提言委員会】</p>	いただいた御意見は参考とさせていただきます。	無
62	<p>基本として光ファイバの整備が行われる事が望ましいと考える。令和3年度中に希望する全ての市町村での整備が行われる事は望ましく、歓迎したい。</p> <p>光ファイバのラストワンマイル問題については、電力線等が存在している限り、諦めていただきたくないという考えである。(電力会社が光ファイバの面倒までみれるようであると、よいのではないかと考える。また、光ファイバについて、途中で切れてもメンテナンス・部分的交換がしやすいようなモジュール(防犯カメラ等も一緒にあると良いと考える。)が用意されているとよいのではないかと考える。)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
63	<p>維持が困難な地域の光ファイバを維持し、多様な主体が当該光ファイバを活用してブロードバンドや5G/IoT等のサービスを提供できるような仕組みを制度で整える必要があると考えます。</p> <p>そのような仕組みを整えることによって、農場・山林・道路などを含め、維持された光ファイバを活用した様々なサービスが提供され、Society 5.0の実現等、更なる地域の利便向上が図られるものと考えます。</p> <p>そのような観点から、「維持」が困難となる地域における「光ファイバの維持」を対象とすることを基本とすべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>いただいた御意見は参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ブロードバンドの提供手段については⑤で回答するとおり、第Ⅱ期において検討を深めることとします。</p>	無

■⑤ブロードバンドの提供手段

⑤-1 ブロードバンドをユニバーサルサービスとする場合提供手段は技術中立とすべきである。			
64	ユニバーサルサービスの制度設計に当たっては、中山間地域等の条件不利地域においても、多様な利活用ニーズに対応するため、固定・無線の一方ではなく、両方の技術方式を利用できるように配慮をお願いする。 【高知県】	ブロードバンドをユニバーサルサービスとする場合、提供手段は技術中立とすべきであるとの御意見と承知いたします。 ブロードバンドをユニバーサルサービスに位置付ける場合、そのコストや安定性等の品質等について、提供手段間の比較検討を行うことが重要であると考えております。 いただいた御意見につきましては、第Ⅱ期の検討における参考とさせていただきます。	無
65	提供手段間(有線・無線)の比較検討に当たっては、各事業者により提供されているプランの通信容量・料金等を踏まえ、各地域のニーズに応じた柔軟な利用が可能となるよう検討いただきたいと考えます。 (無線を提供手段とするに当たっては、有線と同等の定額で使い放題となるサービスの提供が必要と考えます。) 【北海道】		
66	「ICT インフラ地域展開マスタープラン 2.0」によれば、FTTH の世帯普及率は 21 年度末には 99.7%とされ残り世帯は18万世帯となる見込みです。残り 0.3%の世帯も、携帯電話のサービスエリアが 99.99%(18 年度末)とされ 23 年度末にはエリア外人口が解消される見込みであることを踏まえれば、有線による提供にこだわらず、無線も含め経済合理性のある手段で整備されることが適切と考えます。(無線も含めることで、ブロードバンドサービスの未提供エリアは、相当限られてくるものと考えます。) 【ジュピターテレコム株式会社】		
67	・ブロードバンドサービスの提供手段については、「様々な提供手段により必要となるサービスの提供が維持されることを目指す」という考え方に賛同します。 ・ブロードバンドサービスの実現手段は、サステナブルな仕組みとするため、技術中立的かつ経済合理的な観点から、固定・無線を問わず、様々な技術方式の中でコストミニマムとなる最適な手段を選択すべきと考えます。 【日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】		
68	ブロードバンドサービスの実現手段は、サステナブルな仕組みとするため、技術中立的かつ経済合理的な観点から、様々な技術方式の中でコストミニマムとなる最適なものを自由に選択できるようにすべきと考えます。 【株式会社 NTT ドコモ】		
69	有線、無線、有線と無線の組合せ等、様々な提供手段により提供されるブロードバンドにより、利用者が、必要な場所で、安定してブロードバンドが利用できる環境を必ず確保すべきと考える。 【広島県】		
70	・技術中立性の観点においては、光ファイバ、ケーブルテレビ、無線などから最適なものを選択すべきであり、特に、無線分野では近年 LTE を使った位置固定ブロードバンドサービスが急速に普及し、光ファイバやケーブルテレビよりもエリアカバー率が高いことには注目すべきであると考えます。 ・また、屋内での無線利用における安定性確保が懸念されているところ、有線利用においても屋内では Wi-Fi 機器等により環境構築することが大半であり、通信の安定性については屋内環境や		

	<p>機器仕様等に影響されることが想定されます。このため、屋内の隅々まで安定性を確保するという点において、有線・無線による差はないものと考えます。</p> <p>・ なお、自動走行や遠隔医療等への活用が期待されている 5G サービスが開始されたことを踏まえると、品質や安定性等の確保だけでなく信頼性においても、有線・無線ともにユニバーサルとして必要なサービスレベルを満たすものと想定されます。この点、第Ⅱ期の検討においては、耐災害性や可用性などの信頼性についても比較を行なった上で、コストミナムとなる最適な通信手段を選択することが、安定した通信インフラの確保と国民負担を軽減する上で、非常に重要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>⑤-2 ブロードバンドをユニバーサルサービスとする場合提供手段は原則有線(例外的に無線)とすべきである。</p>			
71	<p>ブロードバンドサービスは特定の提供手段のみにより提供されるものではないため、様々な提供手段により必要となるサービスの提供が維持されることは重要ですが、光ファイバの整備が進展している我が国においては、一定の品質要件を満たすブロードバンドサービスの提供を全国あまねく確保するという考え方よりも、FTTH、5G/IoT 等情報通信インフラを支える光ファイバを、全国どこでもアクセスできる不可欠なインフラとして位置付け、維持が困難な地域における光ファイバを支援する考え方に転換すべきと考えます。</p> <p>このような競争が見込めない不採算地域においても、光ファイバの維持を支援することにより、多様な主体が当該光ファイバを活用してブロードバンドや 5G/IoT 等のサービスを提供できるような仕組みも可能となると考えます。</p> <p>したがって、維持等に要する費用の支援対象とする提供手段については、FTTH、5G/IoT 等情報通信インフラを支える光ファイバとすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>ブロードバンドをユニバーサルサービスとする場合、提供手段は原則有線(例外的に無線)とすべきであるとの御意見と承知いたします。</p> <p>ブロードバンドをユニバーサルサービスに位置付ける場合、そのコストや安定性等の品質等について、提供手段間の比較検討を行うことが重要であると考えております。</p> <p>いただいた御意見につきましては、第Ⅱ期の検討における参考とさせていただきます。</p>	無
72	<p>論点②ブロードバンドの内容(伝送速度、安定性、通信容量)に対する意見として述べたとおり、確保すべきブロードバンドサービスは、国民生活に不可欠なサービスとしての基準を満たす名目速度・通信の安定性・確保すべき内容(品質)の変化を実現しうる手段を選定し役務単位で定めることが適当であり、具体的には FTTH アクセスサービスを軸に検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
73	<p>安定した利用が電波の利用無しで行える点で、やはり FTTH(有線)は望ましいと考える。(光回線があれば、各家庭内・各組織内において、無線環境の構築が行えるのであるし、光回線が基本・基幹・基盤となるのは間違いないであろう。)</p> <p>なお、市民としては、その通信方式について、ISP へのログインを行う PPPoE の方が IPoE よりも優れていると考えるのであるが(特に法的に見た場合において。なお、複数の ISP を同時に使える事による利益もあると考える(通常の利用は ISPxxx を使いたい、あるサービスについては ISPyyy の方がホップが近くまた経路的に安全なのでそちらを使いたい、というのは、実際のニーズとしてある事である。信用ならない IX、データセンターというのは世の中にそれなりにあるものである)、冗談や酔狂などではなく、複数の ISP の接続を使い分けられる事の利益はあると言える。)、PPPoE において、IPv6PPPoE と組み合わせた IPv4overIPv6 が使えるようになる事を求めたい(また、ユーザーから ISP の IPv4 用アクセスサーバまでの間について、IPsec で保護されるようだと望ましいと考える。)</p>		

	<p>無線の設備もよいが、FTTH について重んじた施策が行われる事を求めたい。 (なお、依然として、光スプリッタによる同じ分枝における盗聴(場合により改竄もあるかもしれない。契約者における分割の完全なる固定的な対応が無い場合、通信の内容やタイミング、使用周波数を変える事によって、下り回線の盗聴のみならず、上り回線についても偽造した他者のものとして認識されるような通信が可能かもしれない(なお、NTT は、利用者番号等について、光にかざせば透けて見える様な封筒に入れて送ってくるし、また光回線の作業者が ONU・HGW の MAC アドレスや製品番号を確認可能な形となっており、またフレッツネクストまでの ONU については、全機共通の、基地局側・ONU 側で共通の共通鍵暗号で認証を行っていたようであるので(結果、暗号等に用いる情報について、相当に事前に分かる形での暗号化のやり取りが行われていると思われるのだが。)、その様な事(光回線の盗聴・改竄)が行えないなどという信用はまるで行えない。))の問題があるので、特別な契約によれば、光スプリッタを用いない、真の FTTH を引けるようにしていただきたいと考える。光回線事業者各社は、一般家庭・中小規模事業者等においても、光スプリッタを用いない光通信回線が利用できるコースを提供するようしていただきたい。)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
74	<p>・長期利用が期待され、住宅、学校、事業者などデータ利用が想定される所では、原則、光ファイバーによる固定回線が望ましい。一方、過疎や限界集落地域では無線技術の利用が期待される。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		

■⑥支援対象の考え方(整備・維持)

⑥-1 賛同			
75	<p>ブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置付ける場合の支援対象について、ブロードバンド網の「維持」が困難な地域、すなわち不採算な非競争地域における「維持」を対象とすることを基本とする本論点整理案に賛同します。</p> <p>具体的な制度設計にあたっては、「維持」を実現するためのラストリゾート義務や、支援対象への支援条件等を第Ⅱ期以降に十分議論する必要があると考えます。</p> <p>また、支援対象は維持に限定すべきであるものの、ブロードバンド網の「整備」についても、令和2年度補正予算等の執行状況を踏まえつつ、必要に応じてユニバーサルサービス制度の枠外での措置を検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、ブロードバンドの未提供エリアの扱いについては、第Ⅱ期において検討を深めることとします。</p>	無
76	<p>・ブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置付ける場合の支援策については、「ブロードバンド網の「維持」が困難となる地域における「維持」を対象とする」という考え方に賛同します。</p> <p>・ただし、その提供地域については、集落の消滅やコンパクトなまちづくり推進の動きを踏まえつつ、他の生活インフラ(電気・水道・交通等)の動向とあわせて、国民のコンセンサスを得ながら丁寧に議論を進めていくべきと考えます。</p> <p>・なお、ブロードバンド網の「整備」については、国費を含めた補助事業で行うことを前提に議論を進めていくべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>		
77	<p>・ブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置付ける場合の支援策については、「ブロードバンド網の「維持」が困難となる地域における「維持」を対象とする」という考え方に賛同します。</p> <p>・ただし、その提供地域については、対象となる世帯へ影響を及ぼす集落の消滅やコンパクトなまちづくり推進の動きを踏まえつつ、その他の生活インフラ(電気・水道・交通等)の動向とあわせて、国民のコンセンサスを得ながら丁寧に議論を進めていくべきと考えます。</p> <p>・第Ⅱ期において支援策の検討を深める際には、現にブロードバンドサービスを提供するエリアにおける事業者間の競争に影響を与えることなく、当該エリアの提供主体となる事業者が、安定的かつ継続的にサービス提供が可能な仕組みとすることが必要と考えます。</p> <p>なお、ブロードバンド網の「整備」については、国費を含めた補助事業で行うことを前提に議論を進めていくべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>		
78	<p>・ブロードバンドをユニバーサルサービスに位置付ける場合の支援策について、有線・無線ともに整備率が100%に近い状況であり、また、設備競争に与える影響が少ないと考えられるため「維持」を基本として検討を行うことが望ましいと考えます。</p> <p>・なお、支援実施にあたっては、提供主体が能率的な経営を行った上でもブロードバンドの維持が困難であるのか等の状況確認を行うことは、ブロードバンド網の維持の効率化を行うため必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		

79	<p>・「ブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置付ける場合の支援策については、「ブロードバンド網の「維持」が困難となる地域における「維持」を対象とする」という考え方に賛同します</p> <p>・提供地域については、集落の消滅やコンパクトなまちづくり推進の動きや、「維持」に係る費用について国民負担が前提となることなどを踏まえると、生活上不可欠な居住エリアを提供地域とすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTTドコモ】</p>	<p>支援対象の考え方については、賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、提供地域については、④で回答するとおり、第Ⅱ期において検討を深めることとします。</p>	無
⑥-2 更新費や大規模修繕費も支援対象とすべき。また、公設設備の民間移行に係る支援についても検討すべき。			
80	<p>「維持」を対象とするに当たっては、構造的に不採算であるなど各地域の事情に応じ、広く補填対象となるよう検討いただきたいと考えます。</p> <p>過大な費用が負担となり設備更新が難しい市町村も多いことから、更新費や大規模修繕費も支援対象とすべきと考えます。</p> <p>また、既に公設設備を有する市町村においては、維持管理に要する財政的・人的負担が大きく、安定的に継続してサービスを提供することが困難となる事態が危惧されることから、公設設備の民間移行が進展するよう、財政的な支援策や制度的な対応について検討が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【北海道】</p>	<p>いただいた御意見は、第Ⅱ期における議論の参考とさせていただきます。</p>	無
⑥-3 維持のみでなく整備も対象とすべき。			
81	<p>5Gや光ファイバ等の情報通信基盤について、将来に向けて継続的に整備・維持するための安定的な財源が確保されるよう、基地局施設や光ファイバの整備・維持管理の両方をユニバーサルサービスの対象とするようお願いする。仮に整備が対象とならない場合であっても、未提供エリアにおける整備に係る支援策(地方財政措置を含む)の充実を図るようお願いする。</p> <p style="text-align: right;">【高知県】</p>	<p>ブロードバンド網の「整備」支援については、国費を含めた補助事業が進められており、特に光ファイバ整備については、令和2年度補正予算等により、2021年度中には希望する全ての市町村で整備される見込みであること等から、ブロードバンドのユニバーサルサービス化における支援対象の検討に当たっては、維持を対象とすることを基本とすべきと考えます。</p>	無
82	<p>国土交通省「国土のグランドデザイン 2050」によれば、人口減少下において、行政や医療・福祉、商業等の生活に必要なサービスを維持する為、各種機能を一定のエリアに集約化(コンパクト化)し、それら拠点を交通および情報ネットワークで結ぶ地域構造とすること、また、一定の時間軸の中で、誘導策等により居住地の集約化を進めるとされています。</p> <p>こうした政策が進められていますが、一方で、集約拠点に移らず遠隔地に居住し続ける住民にも、行政等の最低限のサービスが維持されるよう、その基盤となるブロードバンドサービスを整備するべきとの意見もあると理解しています。</p> <p>ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスの対象とするにあたりましては、このようなコンパクトシティ等の国の諸施策や、道路等のインフラ整備・維持には多額の国費が充てられている状況等も鑑み、ブロードバンドサービスだけが民間事業者の負担のみで「整備」や「維持」が図られないことがないよう、国や自治体からの一定の補助も併せて検討されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ジュピターテレコム株式会社】</p>		
83	<p>支援策について、2022年度以降にブロードバンド網の「維持」が困難となる地域における「維持」を基本とすることは、令和2年度補正予算等により、2021年度末までに希望するすべての市町村で光ファイバが整備され、ブロードバンドの利用環境が整うことが前提とされていると思われる。しかしながら、</p> <p>・光ファイバが整備済みとされていても、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療などを安定的に利用できる環境にない</p>		

	<p>・通信と放送を一体的に整備せざるをえないが、放送用設備の整備に対する支援がないため負担が大きく、整備に着手できない</p> <p>・公設施設を民間事業者へ譲渡したいが、維持管理経費等の負担が大きく、民間事業者が協議に応じてくれないといったケースもあり、ユニバーサルサービスとして位置付けられるブロードバンドとして維持すべき前提が十分でない。したがって、支援策の対象については、2022年度以降に「維持」が困難となる地域における「維持」に限定せず、ブロードバンドの提供事業者や利用環境の実態を踏まえて検討していただきたい。</p> <p>「新たな日常」や Society5.0 時代に必要となるサービスを利用するためには、利用者が、必要な場所で、安定してブロードバンドが利用できる環境の確保が必要であり、こうした環境は、設備を整備するだけでなく、維持管理・更新を行うことで確保される。</p> <p>こうしたことや、2021年度末までにブロードバンドの利用環境が整わないケースがあることを踏まえ、支援対象を2022年度以降に「維持」が困難となる地域における「維持」に限定せず、未整備地域の解消、維持管理・更新等も支援対象としていただきたい。</p> <p>また、特に条件不利地域においては、ブロードバンド環境の整備・維持管理等を行う人材が不足していることを踏まえ、必要な支援策を検討していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【広島県】</p>		
⑥-4 光ファイバの維持を対象に支援すべき			
84	<p>光ファイバは、FTTH アクセスサービス、5G 等の基地局向け回線として不可欠なインフラであり、Society 5.0 の実現、5G 普及等を見据えれば、情報通信インフラを支える光ファイバの全国的な整備・維持が重要です。</p> <p>民間事業者による投資が見込めない条件不利地域（つまり不採算エリアである非競争地域）については、光ファイバ整備にあたり、高度無線環境整備推進事業等による支援制度（補助金）がある一方で、整備後の光ファイバを維持するための支援制度は用意されておりません。</p> <p>こうした状況下で、我が国においては、令和2年度第二次補正予算で2021年度末までに居住世帯向け光ファイバを整備する（これにより未整備世帯数を18万世帯まで削減）も、これらの整備後の光ファイバをどのように維持していくかの課題があり、また、光ファイバケーブルの公設民営契約更新が2021年にピーク（200の自治体が更新時期）を迎える等の課題に直面している状況だと認識しております。</p> <p>このような課題を踏まえ、制度による支援は、これまでのエンドユーザー向けのサービスに着目した「ユニバーサルサービス」の維持という枠組みではなく、不可欠なインフラに着目しそれを維持する枠組みに変更し、光ファイバをFTTH アクセスサービス、5G 等の基地局向け回線として不可欠なインフラに位置づけ、維持が困難となる地域における「光ファイバの維持」を対象とすることを基本とすべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>国民に不可欠なユニバーサルサービスとしてのブロードバンド業務の維持ではなく、ブロードバンド網を維持する方法として、インフラとしての光ファイバを維持する枠組みとするべきとの御意見と承知いたします。</p> <p>いただいた御意見は、参考とさせていただきます。</p>	無

■その他

85	<p>特に条件不利地域において、地上デジタル放送の共聴施設の維持管理、更新の課題を抱えている地域も存在しており、ブロードバンド利用環境の確保と合わせて、利用者や市町にとって大きな負担となっていることも考慮していただき、必要な支援策を検討していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【広島県】</p>	<p>いただいた御意見は、参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
86	<p>「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 第Ⅰ期論点整理(案)における考え方(案)」に対する意見を以下のとおり述べさせていただきます。</p> <p>各項目の意見の前に、NACS・ICT委員会がNACSホームページで行っているインターネット回答による「コロナ禍で生活におけるICT活用がどう変化したか、消費者意識と行動についてのアンケート(2020年3月～8月の利用状況)」の9月6日時点での中間速報値について述べさせていただきます。なお、回答は都道府県名を除き、全て選択方式です。</p> <p>○期間:令和2年8月15日～9月6日18時時点(締め切り9月16日予定)</p> <p>○回答数:252件</p> <p>○属性:年代 50代39.4% 60代37.5% 40代10.4% 70代8.4%</p> <p>性別 男性34.3% 女性65.7%</p> <p>職業 何らかの仕事をしている87.6% 無職12.0% 学生0.4%</p> <p>家族構成 2人家族52.4% 3人以上36.0% 1人11.6%</p> <p>都道府県 東京都24.8% 神奈川県9.5% 埼玉県7.0% 兵庫県6.6% 愛知県6.2%</p> <p>他1名の県を含めるとほぼ全国から回答</p> <p>○使用回線(複数回答) 固定回線(光回線、CATV、ADSL等)70.2% 無線回線69.8%</p> <p>○使用端末(複数回答) スマホ・ガラケー95.6% PC95.2% タブレット35.7%</p> <p>○一番使用する端末 スマホ・ガラケー47.8% PC46.2%</p> <p>○使用目的(複数回答) プライベート83.7% 仕事65.5% 自己研鑽目的受講36.5%</p> <p>○利用時間の増減 3月以前より増えた59.1% 変わらない40.1% 減った0.8%</p> <p>○利用内容の変化 変化あり62.7% 変化なし37.3%</p> <p>○3月～8月に利用したサービス(複数回答) インターネット通販85.7% オンライン会議(ビデオ会議、講座、授業、飲み会等)85.7%</p> <p>SNS61.8% 動画配信サービス57.4%</p> <p>ネットバンキングや株などの金融資産ネット取引40.2% ビデオ電話(テレビ電話)36.6%</p> <p>○初めて利用したサービス(複数回答) オンライン会議82.0% ビデオ電話14.7% 動画配信サービス7.4%</p> <p>○今後も積極的に利用したいサービス(複数回答) オンライン会議74.7% ネット通販67.8% 動画配信サービス40.0% SNS35.9%</p> <p>金融資産取引32.2% ビデオ電話30.2%</p> <p>○利用して不安に思ったこと(複数回答) 個人情報の流出(クレジットカード情報などを含む)68.5% ターゲティング広告46.0%</p> <p>ウイルス感染42.7% 通信が遅い・フリーズする・サービスが停止する32.2% 位置情報30.6%</p>	<p>いただいた御意見は、参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

	アンケートの主な回答者である中高年がコロナ禍において、オンライン会議やビデオ電話、動画配信サービスなどを初めて利用していることから、今後、トラフィックの問題が出てくると思われます。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ICT 委員会、消費者提言委員会】		
87	5)情報ハイウェー化 ・日本と海外の通信接続は、太平洋岸の数箇所で、またデータセンターは関東に、偏在している。これは最大需要家地域を重視し投資した必然であるが、レジリエンス性や全国民の通信品質の向上の観点からは、改善の余地がある。 【個人】	いただいた御意見は、参考とさせていただきます。	無

注：その他、第Ⅰ期の論点整理（案）について全く言及しておらず、第Ⅰ期の論点整理（案）と無関係と判断されるものが4件ありました。